

瀬戸市告示第70号



瀬戸市議会12月定例会を次のとおり招集する。

令和元年11月19日

瀬戸市長 伊藤保徳

- 1 日 時 令和元年11月29日 午前10時
- 2 場 所 瀬戸市議会議事堂

議 案 一 覧 表

第 4 3 号議案	パルティセと市民交流センターに係る指定管 理者の指定について……………	1
第 4 4 号議案	瀬戸市債権管理条例の制定について……………	2
第 4 5 号議案	瀬戸市職員の給与に関する条例等の一部改正 について……………	1 9
第 4 6 号議案	瀬戸市斎苑条例の一部改正について……………	3 3
第 4 7 号議案	瀬戸市病児保育施設の設置及び管理に関する 条例の制定について……………	3 5
第 4 8 号議案	瀬戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関 する基準を定める条例の一部改正について……………	4 1
第 4 9 号議案	瀬戸市保育所条例の一部改正について……………	4 5
第 5 0 号議案	(仮称) 瀬戸市立小中一貫校建設(建築)工 事(その1)請負契約の変更について……………	4 7
第 5 1 号議案	(仮称) 瀬戸市立小中一貫校建設(建築)工 事(その3)請負契約の変更について……………	4 8
第 5 2 号議案	権利の放棄について……………	4 9
第 5 3 号議案	瀬戸蔵及び瀬戸蔵ミュージアムに係る指定管 理者の指定について……………	5 0
第 5 4 号議案	瀬戸市道路占用料条例の一部改正について……………	5 2
第 5 5 号議案	瀬戸市公共用物の管理に関する条例の一部改 正について……………	5 6
第 5 6 号議案	瀬戸市河川管理条例の一部改正について……………	5 9
第 5 7 号議案	瀬戸市駐車場条例の一部改正について……………	6 1
第 5 8 号議案	パルティセと駐車場に係る指定管理者の指定	

	について……………	6 3
第 5 9 号議案	市道路線の認定について……………	6 4
第 6 0 号議案	瀬戸市下水道条例の一部改正について……………	6 9
第 6 1 号議案	権利の放棄について……………	7 5
第 6 2 号議案	令和元年度瀬戸市一般会計補正予算（第 6 号）……………	別冊
第 6 3 号議案	令和元年度瀬戸市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）……………	別冊
第 6 4 号議案	令和元年度瀬戸市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）……………	別冊
第 6 5 号議案	令和元年度瀬戸市春雨墓苑事業特別会計補正予算（第 1 号）……………	別冊
第 6 6 号議案	令和元年度瀬戸市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）……………	別冊
第 6 7 号議案	令和元年度瀬戸市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）……………	別冊
第 6 8 号議案	令和元年度瀬戸市水道事業会計補正予算（第 3 号）……………	別冊
同意第 8 号	瀬戸市固定資産評価審査委員会委員の選任について……………	別途
同意第 9 号	瀬戸市固定資産評価審査委員会委員の選任について……………	別途
同意第 1 0 号	瀬戸市固定資産評価審査委員会委員の選任について……………	別途
同意第 1 1 号	瀬戸市固定資産評価審査委員会委員の選任に	

	ついて	別途
諮問第1号	人権擁護委員の推薦について	別途
諮問第2号	人権擁護委員の推薦について	別途
報告第14号	専決処分の報告について	別紙
報告第15号	専決処分の報告について	別紙

元年市長提出第43号議案

パーティセと市民交流センターに係る指定管理者の指定について
本市は、次の内容により指定管理者を指定するものとする。

令和元年11月29日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

1 施設の名称

パーティセと市民交流センター

2 指定管理者となる団体

瀬戸市栄町45番地パーティセと5階内

瀬戸まちづくり株式会社

代表取締役 鈴木政成

3 指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

(理由)

この案を提出するのは、パーティセと市民交流センターの指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。

元年市長提出第44号議案

瀬戸市債権管理条例の制定について

瀬戸市債権管理条例を次のように定めるものとする。

令和元年11月29日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市債権管理条例

(目的)

第1条 この条例は、市の債権管理に関する事務の処理について必要な事項を定めることにより、市の債権管理の一層の適正化を図り、もって市民負担の公平性及び財政の健全性を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市の債権 金銭の給付を目的とする市の権利をいう。
- (2) 公債権 市の債権のうち、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第231条の3第1項に規定する分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入に係る債権及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく徴収金に係る債権（以下「市税に係る債権」という。）をいう。
- (3) 強制徴収公債権 公債権のうち、市税に係る債権及び法令の規定に基づき国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができる債権をいう。
- (4) 非強制徴収公債権 公債権のうち、強制徴収公債権以外の債権をいう。
- (5) 私債権 市の債権のうち、公債権以外の債権をいう。

(6) 非強制徴収債権 非強制徴収公債権及び私債権をいう。

(他の法令との関係)

第3条 市の債権管理に関する事務の処理については、法令又は他の条例若しくはこれに基づく規則（法第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。）に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(市長の責務)

第4条 市長（地方公営企業法第8条第2項の規定に基づき管理者の権限を行う市長を含む。第8条及び第10条を除き、以下同じ。）は、法令又は条例若しくはこれに基づく規則の定めに従い、市の債権の適正な管理に努めなければならない。

(台帳の整備)

第5条 市長は、市の債権を適正に管理するため、規則で定める事項を記載した台帳（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。）を整備しなければならない。

(管理計画)

第6条 市長は、市の債権を計画的に管理するため、毎年度管理計画を策定するものとする。

(督促)

第7条 市長は、市の債権について、納期限までに納付しない者又は履行期限までに履行しない者（以下「債務者」という。）があるときは、法令又は条例若しくはこれに基づく規則の定めるところにより、期限を指

定してこれを督促しなければならない。

(延滞金)

第8条 市長は、法第231条の3第2項に規定する延滞金の徴収について、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、前条の規定により債務者に対し督促をしたときは、同条の納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（同条の納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を当該債権の額に乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。ただし、同条の納期限までに納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認めるときは、延滞金を減額し、又は免除することができる。

2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

3 前2項の規定により延滞金の金額を計算する場合において、その計算の基礎となる当該債権の額に1,000円未満の端数があるとき又はその債権の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

4 前3項の規定により計算された延滞金の金額に100円未満の端数があるとき又はその延滞金の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(遅延損害金)

第9条 市長は、私債権を履行期限までに履行しない者に係る損害賠償金（以下「遅延損害金」という。）の徴収について、第7条の規定により債務者に対し督促をしたときは、同条の履行期限の翌日から履行の日までの期間の日数に応じ、民法（明治29年法律第89号）第404条に

規定する割合を当該債権の額に乗じて計算した金額に相当する遅延損害金を徴収する。ただし、遅延損害金を徴収しないものとして別に定めるものは、この限りでない。

- 2 前条第1項ただし書及び第2項から第4項までの規定は、遅延損害金の減額及び免除、年当たりの割合並びに端数処理について準用する。この場合において、同条第1項ただし書中「納期限」とあるのは「履行期限」と、「延滞金」とあるのは「遅延損害金」と、同条第3項及び第4項中「延滞金」とあるのは「遅延損害金」と読み替えるものとする。

(滞納処分等)

第10条 市長は、強制徴収公債権について、法令の規定によりその徴収を猶予することができる。

- 2 市長は、強制徴収公債権について、第7条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお納付されないときは、法令の規定により滞納処分を行わなければならない。

- 3 市長は、強制徴収公債権について、法令の規定により滞納処分による財産の換価を猶予し、又は滞納処分の執行を停止することができる。

(強制執行等)

第11条 市長は、非強制徴収債権について、第7条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお納付又は履行がされないときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第171条の2の規定により、次に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第14条に規定する徴収停止の措置をとる場合、第15条に規定する履行期限を延長する特約又は処分をする場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 担保の付されている債権（保証人の保証がある債権を含む。）につ

いては、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。

(2) 債務名義のある債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続をとること。

(3) 前2号に該当しない債権（第1号に該当する債権で同号の措置をとってなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続を含む。）により履行を請求すること。

（履行期限の繰上げ）

第12条 市長は、市の債権（市税に係る債権を除く。次条において同じ。

）について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、令第171条の3の規定により、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第15条第1項各号のいずれかに該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

（債権の申出等）

第13条 市長は、市の債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたことその他の規則で定める理由が生じたことを知った場合において、法令の規定により市が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、令第171条の4第1項の規定により、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

2 前項に規定するもののほか、市長は、市の債権を保全するため必要があると認めるときは、令第171条の4第2項の規定により、債務者に対し、担保の提供その他の規則で定める必要な措置をとらなければならない。

(徴収停止)

第14条 市長は、非強制徴収債権で納期限又は履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、令第171条の5の規定により、以後その保全及び取立てをしないことができる。

- (1) 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。
- (2) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。
- (3) 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

(履行延期の特約等)

第15条 市長は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、令第171条の6第1項の規定により、その履行期限を延長する特約又は処分（以下「履行延期の特約等」という。）をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- (1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
- (2) 債務者が当該債務の全部を一時に納付又は履行をすることが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
- (3) 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務

者が当該債務の全部を一時に納付又は履行をすることが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。

(4) 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。

(5) 貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第1号から第3号までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

2 市長は、令第171条の6第2項の規定により、当初の納期限又は履行期限後においても、履行延期の特約等を行うことができる。この場合においては、既に発生した延滞金、遅延損害金その他の徴収金（以下「遅延損害金等」という。）に係る債権は、徴収すべきものとする。

（免除）

第16条 市長は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約等をした非強制徴収債権について、当初の納期限又は履行期限（当初の納期限又は履行期限後に履行延期の特約等をした場合は、最初に履行延期の特約等をした日）から10年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、令第171条の7第1項の規定により、当該債権及びこれに係る遅延損害金等を免除することができる。

2 前項の規定は、令第171条の7第2項の規定により、前条第1項第

5号に掲げる理由による履行期限を延長する特約（この項において「履行延期の特約」という。）をした貸付金に係る債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。

（債権の放棄）

第17条 市長は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該非強制徴収債権及びこれに係る遅延損害金等に係る債権（次項において「非強制徴収債権等」という。）の全部又は一部を放棄することができる。

- (1) 私債権であり、消滅時効が完成し、かつ、債務者がその援用をする見込があるとき。
- (2) 債務者である法人の清算が終了したとき。ただし、当該法人の清算につき弁済の責めに任ずべき他の者があり、その者について前号及び次号から第7号までに掲げる事由がない場合を除く。
- (3) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項その他の法令の規定により、債務者が当該債権につきその責任を免れたとき。
- (5) 第11条に規定する強制執行等の措置をとった場合又は第13条に規定する債権の申出等の措置をとった場合において、なお完全に履行されなかった当該債権について、債務者が無資力又はこれに近い状態

にあり、資力の回復が困難で、履行される見込みがないと認められるとき。

(6) 第14条に規定する徴収停止の措置をとった場合において、当該徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行される見込みがないと認められるとき。

(7) 債務者が死亡した場合において、相続人のあることが明らかでなく、かつ、徴収の見込みがないとき。

2 市長は、前項の規定により非強制徴収債権等を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

(個人情報の利用)

第18条 市長は、市の債権管理に関する事務を行うため、実施機関（瀬戸市個人情報保護条例（平成5年瀬戸市条例第25号）第2条第3号に規定する実施機関をいう。以下同じ。）が保有する当該債務者の個人情報（国税通則法（昭和37年法律第66号）第127条及び地方税法第22条の秘密に該当する情報を除く。）のうち規則で定めるものについて、当該実施機関の内部又は他の実施機関において、収集した目的の範囲を超えて利用（以下「収集目的外利用」という。）することができる。

2 実施機関は、収集目的外利用に際しては、当該実施機関が取り扱う市の債権の管理に必要な限度において利用するものとし、他の目的に利用してはならない。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
(利率等の表示の年利建て移行に関する条例の廃止)
- 2 利率等の表示の年利建て移行に関する条例(昭和45年瀬戸市条例第28号)は、廃止する。
(瀬戸市分担金その他の収入金の督促及び滞納処分に関する条例の廃止)
- 3 瀬戸市分担金その他の収入金の督促及び滞納処分に関する条例(昭和27年瀬戸市条例第15号)は、廃止する。
(経過措置)
- 4 この条例の施行の日前に前項の規定による廃止前の瀬戸市分担金その他の収入金の督促及び滞納処分に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 5 この条例の規定は、この条例の施行の際現に発生している市の債権についても適用する。
(延滞金の割合の特例)
- 6 当分の間、第8条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年

1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

（瀬戸市市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正）

7 瀬戸市市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年瀬戸市条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(督促及び<u>遅延損害金</u>)</p> <p>第18条 <省略></p> <p>2 入居者は、前項の規定により指定された期限（以下「指定納期限」という。）までにその納付すべき金額を納付しないときは、<u>瀬戸市債権管理条例（令和元年瀬戸市条例第 号）第9条</u>に規定する<u>遅延損害金</u>の例により計算した金額に相当する<u>遅延損害金額</u>を加算して納付しなければならない。</p> <p>3 市長は、入居者が指定納期限までに家賃を納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認める場合は、前項の<u>遅延損害金額</u>を減免することができる。</p>	<p style="text-align: center;">(督促及び<u>延滞金</u>)</p> <p>第18条 <省略></p> <p>2 入居者は、前項の規定により指定された期限（以下「指定納期限」という。）までにその納付すべき金額を納付しないときは、<u>瀬戸市分担金その他の収入金の督促及び滞納処分に関する条例（昭和27年瀬戸市条例第15号）</u>に規定する<u>延滞金</u>の例により計算した金額に相当する<u>延滞金額</u>を加算して納付しなければならない。</p> <p>3 市長は、入居者が指定納期限までに家賃を納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認める場合は、前項の<u>延滞金額</u>を減免することができる。</p>

（瀬戸市道路占用料条例の一部改正）

8 瀬戸市道路占用料条例（昭和48年瀬戸市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(占用料の減免)</p> <p>第7条 <省略></p>	<p style="text-align: center;">(占用料の減免)</p> <p>第7条 <省略></p>

(延滞金)	
<p>第8条 法第73条第2項の規定により市が徴収することができる延滞金は、当該督促に係る占用料が1,000円以上である場合に徴収するものとし、その額は、納付すべき期限の翌日から占用料の納付の日までの日数に応じ、占用料の額(1,000円未満の端数金額は、切り捨てる。)に年14.5パーセント(納付すべき期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント)の割合を乗じて得た金額とする。</p> <p>2 前項の延滞金に100円未満の端数があるとき又はその額が100円未満であるときは、その端数金額又はその延滞金は徴収しない。</p> <p>3 市長は、第3条の規定により占用の許可を受けた者が納付すべき期限までに占用料を納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認めるときは、当該占用料に係る延滞金を減免することができる。</p> <p style="text-align: center;">(委任)</p> <p>第9条 <省略></p>	<p style="text-align: center;">(委任)</p> <p>第8条 <省略></p>

(瀬戸市道路占用料条例の一部改正に係る延滞金の割合の特例)

- 9 当分の間、この条例による改正後の瀬戸市道路占用料条例第8条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、特例基準割合適用年中においては、年14.5パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合)とす

る。

(瀬戸市公共用物の管理に関する条例の一部改正)

10 瀬戸市公共用物の管理に関する条例(平成5年瀬戸市条例第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(占用料等の減免) 第10条 <省略> <u>(延滞金)</u> 第10条の2 <u>延滞金については、瀬戸市債権管理条例(令和元年瀬戸市条例第 号)に定めるところによる。</u>	(占用料等の減免) 第10条 <省略>

(瀬戸市河川管理条例の一部改正)

11 瀬戸市河川管理条例(平成12年瀬戸市条例第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(流水占用料等の免除) 第8条 <省略> <u>(延滞金)</u> 第9条 <u>法第74条第5項の規定により市が徴収することができる延滞金は、当該督促に係る流水占用料等が1,000円以上である場合に徴収するものとし、その額は、納付すべき期限の翌日から流水占用料等の納付の日までの日数に応じ、流水占用料等の額(1,000円未満の端数金額は、切り捨てる。)に年14.5パー</u>	(流水占用料等の免除) 第8条 <省略>

<p>セント（納付すべき期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント）の割合を乗じて得た金額とする。</p>	
<p>2 前項の延滞金に100円未満の端数があるとき又はその額が100円未満であるときは、その端数金額又はその延滞金は徴収しない。</p>	
<p>3 市長は、占用等の許可を受けた者が納付すべき期限までに流水占用料等を納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認めるときは、当該流水占用料等に係る延滞金を減免することができる。</p>	
<p>(委任)</p>	<p>(委任)</p>
<p>第10条 <省略></p>	<p>第9条 <省略></p>

(瀬戸市河川管理条例の一部改正に係る延滞金の割合の特例)

12 当分の間、この条例による改正後の瀬戸市河川管理条例第9条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、特例基準割合適用年中においては、年14.5パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。

(理由)

この案を提出するのは、市の債権管理の一層の適正化を図るため、債権管理に関する事務の処理について必要な事項を定めるため必要があるから

である。

瀬戸市債権管理条例案要綱

この条例は、市の債権管理に関する事務の処理について、おおむね次の事項を定めようとするものである。

第1 市の債権管理に関する事務の処理について

債権の発生から消滅に至るまでにおいて、市が適正な債権管理を行うために必要な市長の責務、台帳の整備、管理計画について規定するもの。（第4条から第6条関係）

第2 督促について

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第231条の3第1項の規定による公債権の督促及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第171条の規定による私債権の督促について規定するもの。（第7条関係）

第3 延滞金の徴収について

法第231条の3第2項の規定により条例に委任された公債権の延滞金の徴収について規定するもの。（第8条関係）

第4 遅延損害金の徴収について

1 民法（明治29年法律第89号）第419条の規定による金銭債務の特則として、私債権の遅延損害金の徴収について規定するもの。（第9条関係）

2 遅延損害金の利率について、民法第404条の規定による法定利率により徴収することを規定するもの。（第9条関係）

第5 強制徴収公債権の滞納処分等について

法第231条の3第3項の規定による強制徴収公債権の滞納処分等、履行期限の繰上げ及び債権の申出等について規定するもの。（第10条、第12条及び第13条関係）

第6 非強制徴収債権の強制執行等について

令第171条の2から第171条の7の規定による非強制徴収債権の強制執行等、履行期限の繰上げ、債権の申出等、徴収停止、履行延期の特約等及び免除について規定するもの。（第11条から第16条関係）

第7 非強制徴収債権の債権放棄について

- 1 法第96条第1項第10号の規定による権利の放棄に関する特別の定めとして、議会の議決を要することなく非強制徴収債権及びこれに係る遅延損害金等に係る債権の全部又は一部を放棄することができる旨を規定するもの。（第17条関係）
- 2 この条例の規定により非強制徴収債権等を放棄したときは、議会に報告しなければならない旨を規定するもの。（第17条関係）

第8 個人情報の利用について

債権管理に関する事務を行うため、必要かつ最小限の範囲内で個人情報の収集目的外利用ができる旨を規定するもの。（第18条関係）

第9 その他

- 1 その他所要の事項を規定し、施行期日を令和2年4月1日とし、所要の経過措置及び延滞金の割合の特例を設けるもの。
- 2 利率等の表示の年利建て移行に関する条例及び瀬戸市分担金その他の収入金の督促及び滞納処分に関する条例を廃止するもの。
- 3 関係条例の一部改正をするもの。

元年市長提出第 4 5 号議案

瀬戸市職員の給与に関する条例等の一部改正について

瀬戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年 1 1 月 2 9 日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(瀬戸市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 瀬戸市職員の給与に関する条例 (昭和 3 6 年瀬戸市条例第 4 号)

の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(勤勉手当) 第 2 1 条 <省略> 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在 (退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第 1 4 項第 4 号において同じ。) において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、 <u>6 月に支給する場合においては 1 0 0 分の</u>	(勤勉手当) 第 2 1 条 <省略> 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在 (退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第 1 4 項第 4 号において同じ。) において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>1 0 0 分の 9 2 . 5 を乗じて得た額の総額</u>

<p>92.5、12月に支給する場合には 100分の97.5を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) <省略></p> <p>3から5まで <省略></p>	<p>(2) <省略></p> <p>3から5まで <省略></p>
---	--

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

職員の 区分	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
	22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
	23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
	24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
	25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
	26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
	27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	

29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400		
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		
65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000		
66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300		
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600		
68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900		

69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100		
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400		
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700		
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000		
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200		
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500		
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800		
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000		
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200		
78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500		
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800		
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000		
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200		
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500		
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800		
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000		
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200		
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300			
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600			
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800			
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000			
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300			
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600			
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800			
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000			
94		294,900	342,600					
95		295,200	343,100					
96		295,600	343,500					
97		295,800	343,700					
98		296,100	344,100					
99		296,500	344,500					
100		296,900	344,800					
101		297,100	345,100					
102		297,400	345,500					
103		297,800	345,900					
104		298,100	346,300					
105		298,300	346,800					
106		298,600	347,200					
107		299,000	347,600					
108		299,300	348,000					

109		299,500	348,500						
110		299,900	348,900						
111		300,300	349,200						
112		300,600	349,500						
113		300,800	350,000						
114		301,000							
115		301,300							
116		301,700							
117		301,900							
118		302,100							
119		302,400							
120		302,700							
121		303,100							
122		303,300							
123		303,600							
124		303,900							
125		304,200							
再任用 職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

第2条 瀬戸市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(住居手当)</p> <p>第13条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額<u>1万6,000円</u>を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（市長が定める職員を除く。）</p> <p>(2) 第14条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（市が設置する公舎その他市長が定める住宅を除く。）を借り受け、月額<u>1万6,000円</u>を超える家賃を支</p>	<p>(住居手当)</p> <p>第13条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額<u>1万2,000円</u>を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（市長が定める職員を除く。）</p> <p>(2) 第14条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（市が設置する公舎その他市長が定める住宅を除く。）を借り受け、月額<u>1万2,000円</u>を超える家賃を支</p>

払っているもの又はこれらのものとの権衡上
必要があると認められるものとして市長が定
めるもの

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の
区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号
のいずれにも該当する職員にあっては、当該各
号に定める額の合計額）とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員
の区分に応じて、それぞれ次に定める額（そ
の額に100円未満の端数を生じたときは、
これを切り捨てた額）に相当する額

ア 月額2万7,000円以下の家賃を支払
っている職員 家賃の月額から1万6,0
00円を控除した額

イ 月額2万7,000円を超える家賃を支
払っている職員 家賃の月額から2万7,
000円を控除した額の2分の1（その控
除した額の2分の1が1万7,000円を
超えるときは、1万7,000円）を1万
1,000円に加算した額

(2) <省略>

(勤勉手当)

第21条 <省略>

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が
定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じ
て得た額とする。この場合において、任命権者
が支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職
員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲
げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員
当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれ
ぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し
、又は死亡した職員にあっては、退職し、若
しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及
び附則第14項第4号において同じ。）にお

払っているもの又はこれらのものとの権衡上
必要があると認められるものとして市長が定
めるもの

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の
区分に応じて、当該各号に掲げる額（当該各号
のいずれにも該当する職員にあっては、当該各
号に掲げる額の合計額）とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員
の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（そ
の額に100円未満の端数を生じたときは、
これを切り捨てた額）に相当する額

ア 月額2万3,000円以下の家賃を支払
っている職員 家賃の月額から1万2,0
00円を控除した額

イ 月額2万3,000円を超える家賃を支
払っている職員 家賃の月額から2万3,
000円を控除した額の2分の1（その控
除した額の2分の1が1万6,000円を
超えるときは、1万6,000円）を1万
1,000円に加算した額

(2) <省略>

(勤勉手当)

第21条 <省略>

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が
定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じ
て得た額とする。この場合において、任命権者
が支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職
員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲
げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員
当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれ
ぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し
、又は死亡した職員にあっては、退職し、若
しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及
び附則第14項第4号において同じ。）にお

<p>いて受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の95</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) <省略> 3から5まで <省略></p>	<p>いて受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>、6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) <省略> 3から5まで <省略></p>
---	---

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年瀬戸市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>(給与の特例)</p> <p>第5条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" data-bbox="223 1220 774 1377"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td><u>375,000円</u></td> </tr> <tr> <td><省略></td> <td><省略></td> </tr> </tbody> </table> <p>2から5まで <省略></p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 <省略></p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第12条の2第1項、第19条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第12条の2第1項中「給料表」とあるのは「給料表及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年瀬戸市条例第4号）第5条第1項の給料表」と、給与条例第19条の2第1項中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員及び一般職の任期付職員の</p>	号給	給料月額	1	<u>375,000円</u>	<省略>	<省略>	<p>(給与の特例)</p> <p>第5条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" data-bbox="837 1220 1364 1377"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td><u>374,000円</u></td> </tr> <tr> <td><省略></td> <td><省略></td> </tr> </tbody> </table> <p>2から5まで <省略></p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 <省略></p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第12条の2第1項、第19条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第12条の2第1項中「給料表」とあるのは「給料表及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年瀬戸市条例第4号）第5条第1項の給料表」と、給与条例第19条の2第1項中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員及び一般職の任期付職員の</p>	号給	給料月額	1	<u>374,000円</u>	<省略>	<省略>
号給	給料月額												
1	<u>375,000円</u>												
<省略>	<省略>												
号給	給料月額												
1	<u>374,000円</u>												
<省略>	<省略>												

採用等に関する条例第5条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の130」とあるのは「 <u>、6月に支給する場合においては100分の167.5、12月に支給する場合においては100分の172.5</u> 」とする。	採用等に関する条例第5条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の130」とあるのは「 <u>100分の167.5</u> 」とする。
---	--

第4条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 <省略></p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第12条の2第1項、第19条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第12条の2第1項中「給料表」とあるのは「給料表及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成18年瀬戸市条例第4号)第5条第1項の給料表」と、給与条例第19条の2第1項中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第5条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の130」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 <省略></p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第12条の2第1項、第19条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第12条の2第1項中「給料表」とあるのは「給料表及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成18年瀬戸市条例第4号)第5条第1項の給料表」と、給与条例第19条の2第1項中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第5条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の130」とあるのは「<u>、6月に支給する場合においては100分の167.5、12月に支給する場合においては100分の172.5</u>」とする。</p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条並び

に附則第5項の規定は、令和2年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の瀬戸市職員の給与に関する条例（附則第4項において「改正後の給与条例」という。）及び第3条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（附則第4項において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

（適用日前の異動者の号給の調整）

- 3 適用日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

- 4 改正後の給与条例及び改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の瀬戸市職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（住居手当に関する経過措置）

- 5 第2条の規定の施行の日（以下この項において「一部施行日」という。）の前日において同条の規定による改正前の瀬戸市職員の給与に関する条例第13条の規定により支給されていた住居手当の額が2,000円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のい

ずれかに該当するものに対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の瀬戸市職員の給与に関する条例（この項において「改正後の給与条例」という。）第13条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲で規則で定める額。第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

- (1) 改正後の給与条例第13条第1項各号のいずれにも該当しない職員
- (2) 旧手当額から改正後の給与条例第13条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超える職員

（理 由）

この案を提出するのは、令和元年8月7日付けの人事院勧告の内容を考慮し、瀬戸市職員の給料月額等を改定するに当たり、瀬戸市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。

瀬戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照表（別表第1のみ）

新										旧										
別表第1（第4条関係）										別表第1（第4条関係）										
職員の区分	級号給	給料月額								再任用職員以外	職員の区分	級号給	給料月額							
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級				1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
再任用職員以外	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100		再任用職員以外	1	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200	362,900	408,100
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500			2	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400	365,500	410,500
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000			3	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700	367,900	413,000
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400			4	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900	370,500	415,400
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300			5	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100	372,400	417,300
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600			6	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100	374,900	419,600
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700			7	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300	377,200	421,700
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900			8	151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900			9	153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000			10	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100			11	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200			12	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900			13	158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700			14	159,800	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700			15	161,300	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700			16	162,900	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600			17	164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400			18	165,700	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200			19	167,200	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900			20	168,700	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700			21	170,100	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
	22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200			22	172,800	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
	23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600			23	175,400	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
	24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100			24	178,000	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
	25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500			25	180,700	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
	26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800			26	182,400	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
	27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100			27	184,000	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
	28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300			28	185,700	238,200	273,100	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300

29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400		
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		
65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000		

29	187,200	239,500	274,800	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
30	188,900	240,700	276,700	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
31	190,700	241,700	278,600	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
32	192,400	242,900	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
33	194,000	244,200	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
34	195,400	245,300	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
35	196,900	246,500	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
36	198,400	247,800	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
37	199,700	248,700	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38	201,000	250,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39	202,200	251,500	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40	203,500	252,900	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	204,800	254,300	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	206,100	255,700	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	207,400	257,100	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	208,700	258,400	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	209,800	259,600	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	211,100	260,900	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	212,400	262,300	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
48	213,700	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
49	214,800	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
50	215,900	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
51	216,900	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
52	218,000	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
53	219,100	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
54	220,100	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
55	221,000	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
56	222,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
57	222,400	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
58	223,300	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
59	224,100	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
60	224,900	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	
61	225,600	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	
62	226,600	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		
63	227,400	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400		
64	228,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		
65	229,000	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000		

66	<u>230,800</u>	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300		
67	<u>231,700</u>	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600		
68	<u>232,700</u>	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900		
69	<u>233,400</u>	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100		
70	<u>234,000</u>	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400		
71	<u>234,500</u>	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700		
72	<u>235,200</u>	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000		
73	<u>236,000</u>	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200		
74	<u>236,600</u>	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500		
75	<u>237,200</u>	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800		
76	<u>237,700</u>	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000		
77	<u>238,400</u>	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200		
78	<u>239,100</u>	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500		
79	<u>239,800</u>	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800		
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000		
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200		
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500		
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800		
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000		
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200		
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300			
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600			
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800			
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000			
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300			
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600			
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800			
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000			
94		294,900	342,600					
95		295,200	343,100					
96		295,600	343,500					
97		295,800	343,700					
98		296,100	344,100					
99		296,500	344,500					
100		296,900	344,800					
101		297,100	345,100					
102		297,400	345,500					

66	<u>229,800</u>	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300		
67	<u>230,700</u>	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600		
68	<u>231,700</u>	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900		
69	<u>232,400</u>	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100		
70	<u>233,100</u>	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400		
71	<u>233,700</u>	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700		
72	<u>234,500</u>	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000		
73	<u>235,300</u>	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200		
74	<u>236,000</u>	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500		
75	<u>236,700</u>	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800		
76	<u>237,300</u>	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000		
77	<u>238,000</u>	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200		
78	<u>238,800</u>	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500		
79	<u>239,600</u>	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800		
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000		
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200		
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500		
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800		
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000		
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200		
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300			
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600			
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800			
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000			
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300			
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600			
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800			
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000			
94		294,900	342,600					
95		295,200	343,100					
96		295,600	343,500					
97		295,800	343,700					
98		296,100	344,100					
99		296,500	344,500					
100		296,900	344,800					
101		297,100	345,100					
102		297,400	345,500					

103						297,800	345,900						
104						298,100	346,300						
105						298,300	346,800						
106						298,600	347,200						
107						299,000	347,600						
108						299,300	348,000						
109						299,500	348,500						
110						299,900	348,900						
111						300,300	349,200						
112						300,600	349,500						
113						300,800	350,000						
114						301,000							
115						301,300							
116						301,700							
117						301,900							
118						302,100							
119						302,400							
120						302,700							
121						303,100							
122						303,300							
123						303,600							
124						303,900							
125						304,200							
再 任 用 職 員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900					

103						297,800	345,900						
104						298,100	346,300						
105						298,300	346,800						
106						298,600	347,200						
107						299,000	347,600						
108						299,300	348,000						
109						299,500	348,500						
110						299,900	348,900						
111						300,300	349,200						
112						300,600	349,500						
113						300,800	350,000						
114						301,000							
115						301,300							
116						301,700							
117						301,900							
118						302,100							
119						302,400							
120						302,700							
121						303,100							
122						303,300							
123						303,600							
124						303,900							
125						304,200							
再 任 用 職 員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900					

元年市長提出第46号議案

瀬戸市斎苑条例の一部改正について

瀬戸市斎苑条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年11月29日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市斎苑条例の一部を改正する条例

瀬戸市斎苑条例（平成8年瀬戸市条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(使用料の納付等)				(使用料の納付等)			
第7条 使用者は、別表第1に定める火葬炉使用料又は別表第2に定める施設使用料（以下「使用料」という。）を納付しなければならない。				第7条 使用者は、別表第1に定める火葬炉使用料又は別表第2に定める施設使用料（以下「使用料」という。）を <u>使用の許可を受けたときに</u> 納付しなければならない。			
2 <省略>				2 <省略>			
別表第1 火葬炉使用料（第7条関係）				別表第1 火葬炉使用料（第7条関係）			
区分	単位	金額		区分	単位	金額	
		市内在住者	市外在住者			市内在住者	市外在住者
12歳以上の者	1体	円 <省略>	円 <u>70,000</u>	12歳以上の者	1体	円 <省略>	円 <u>50,000</u>
12歳未満の者	1体	<省略>	<u>42,000</u>	12歳未満の者	1体	<省略>	<u>30,000</u>
死産児及び流産児	1体	<省略>	<u>21,000</u>	死産児及び流産児	1体	<省略>	<u>15,000</u>
えな及び産汚物	1件	<省略>	<u>8,400</u>	えな及び産汚物	1件	<省略>	<u>6,000</u>
身体の一部	1個	<省略>	<u>8,400</u>	身体の一部	1個	<省略>	<u>6,000</u>

<省略>	<省略>
備考 <省略>	備考 <省略>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の瀬戸市斎苑条例の規定（別表第1の改正規定中12歳以上の者、12歳未満の者及び死産児及び流産児の区分に限る。）は、医師法施行規則（昭和23年厚生省令第47号）第20条の死亡診断書若しくは死体検案書に記載された死亡の年月日又は死産の届出に関する規程（昭和21年厚生省令第42号）第4条の死産証書若しくは死胎検案書に記載された死産の年月日（以下「死亡年月日等」という。）がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後のものに係る火葬炉使用料について適用し、死亡年月日等が施行日前のものに係る火葬炉使用料については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の瀬戸市斎苑条例の規定（別表第1の改正規定中えな及び産汚物及び身体の一部の区分に限る。）は、斎苑の使用の許可を受けた日（以下「許可日」という。）が施行日以後のものに係る火葬炉使用料について適用し、許可日が施行日前のものに係る火葬炉使用料については、なお従前の例による。

(理 由)

この案を提出するのは、火葬炉使用料を改定するに当たり、瀬戸市斎苑条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。

元年市長提出第47号議案

瀬戸市病児保育施設の設置及び管理に関する条例の制定について
瀬戸市病児保育施設の設置及び管理に関する条例を次のように定めるものとする。

令和元年11月29日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市病児保育施設の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、瀬戸市病児保育施設の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第11号の規定に基づく病児保育事業（以下「事業」という。）を実施することにより、安心して子育てができる環境に寄与するため、瀬戸市病児保育施設（以下「病児保育施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第3条 病児保育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 瀬戸市病児保育施設
- (2) 位置 瀬戸市西追分町160番地（公立陶生病院内）

(事業)

第4条 病児保育施設は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 病気の治療中又は病気の回復期にある児童の保育
- (2) その他市長が必要と認める事業

(定員)

第5条 病児保育施設の定員は、1日につき6人以内とする。

(対象児童)

第6条 病児保育施設での保育の対象となる児童は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有すること又は保護者が市内に勤務若しくは通学していること。
- (2) 生後6か月から小学校3年生までの間にあること。
- (3) 病気の回復期又は病気の回復期には至っていないが当面症状の急変のおそれがない状態にあり、安静の確保に配慮する必要がある児童で、病児保育が可能と医師が認めること。
- (4) 保護者の就労又は病気その他やむを得ない事由により家庭で保育を受けることが困難であること。
- (5) 保育児童間の感染等のおそれがないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める事項に該当すること。

(利用の登録)

第7条 病児保育施設の利用を希望する児童の保護者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出し、利用の登録を受けなければならない。

(利用の許可)

第8条 前条の規定による登録を受けた児童の保護者は、病児保育施設を利用しようとするときは、市長の許可を受けなくてはならない。その許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、病児保育施設の管理上必要な条件を付することができる。

(利用の制限)

第9条 市長は、病児保育施設が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第1項の規定により利用の許可を受けようとする児童の保護者に対し、当該病児保育施設の利用の許可をしないことができる。

- (1) 定員を超過するとき。
- (2) その他病児保育施設の管理上の支障があると認められるとき。
(利用の許可の取消し等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは利用の中止を命ずることができる。

- (1) 第8条の許可の対象となった児童（次条において「保育児童」という。）が、第6条の要件を欠くに至ったとき。
- (2) 第8条の許可を受けた者（次条において「利用者」という。）が、利用の許可に付された条件に違反したとき。
- (3) 病児保育施設が、事業を実施する上で支障があると認められる状況に至ったとき。
- (4) 病児保育施設が、災害その他の事故により利用できなくなったとき。
- (5) その他市長が特に必要と認めたとき。

(利用料)

第11条 利用者は、病児保育施設を利用するときは、利用料を納付しなければならない。

2 前項の利用料の額は、保育児童1人当たり1日につき5,000円以内において規則で定める額とする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、病児保育施設の管理及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の規定に基づく登録の手続その他の準備行為は、施行前においても行うことができる。

(理 由)

この案を提出するのは、病児保育事業を実施するに当たり、病児保育施設の設置及び管理について必要な事項を定めるため必要があるからである。

瀬戸市病児保育施設の設置及び管理に関する条例案要綱

この条例は、本市が病児保育事業を実施するに当たり、病児保育施設の設置及び管理について、おおむね次の事項を定めようとするものである。

第1 名称及び位置について

病児保育施設の名称及び位置について規定するもの。（第3条関係）

- 1 名称 瀬戸市病児保育施設
- 2 位置 瀬戸市西迫分町160番地（公立陶生病院内）

第2 事業について

病児保育施設が行う事業について、病気の治療中又は病気の回復期にある児童の保育等と規定するもの。（第4条関係）

第3 定員について

病児保育施設の定員について、1日につき6人以内と規定するもの。（第5条関係）

第4 対象児童について

病児保育施設での保育の対象となる児童について、生後6か月から小学校3年生までの病児であって、市内に住所を有すること又は保護者が市内に勤務し、若しくは通学していること等、必要な事項を規定するもの。（第6条関係）

第5 病児保育施設の利用について

病児保育施設の利用を希望する場合の手続のほか、利用の制限、利用の許可の取消し等について規定するもの。（第7条から第10条関係）

第6 利用料について

病児保育施設の利用料について、保育児童1人当たり1日につき5

， 0 0 0 円以内において規則で定める額と規定するもの。（第 1 1 条関係）

第 7 その他

その他所要の事項を規定し、施行期日を令和 2 年 4 月 1 日とし、この条例の規定に基づく手続その他の準備行為は施行前においても行うことができるとするもの。

元年市長提出第48号議案

瀬戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部改正について

瀬戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年11月29日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

瀬戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年瀬戸市条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(保育所等との連携) 第6条 <省略> 2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。 (1)及び(2) <省略> 3 <省略> 4 <u>市長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。</u> 5 <u>前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次</u>	(保育所等との連携) 第6条 <省略> 2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。 (1)及び(2) <省略> 3 <省略>

に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 子ども・子育て支援法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

(食事の提供の特例)

第16条 <省略>

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

(1)から(3)まで <省略>

(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。

)

(職員)

(食事の提供の特例)

第16条 <省略>

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

(1)から(3)まで <省略>

(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの

（家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第2条第2項において同じ。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

(職員)

第23条 <省略>

2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) <省略>

(2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第3号のいずれにも該当しない者

3 <省略>

（連携施設に関する特例）

第45条 <省略>

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行う者であって、市長が適当と認めるもの（附則第3条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第6条第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

附 則

（食事の提供の経過措置）

第2条 <省略>

2 前項の規定にかかわらず、施行日以後に家庭的保育事業の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理

第23条 <省略>

2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) <省略>

(2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者

3 <省略>

（連携施設に関する特例）

第45条 <省略>

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行う者であって、市長が適当と認めるもの（附則第3条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第6条第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

附 則

（食事の提供の経過措置）

第2条 <省略>

2 前項の規定にかかわらず、施行日以後に家庭的保育事業（第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により、当

施設において調理する方法を含む。)により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

(連携施設に関する経過措置)

第3条 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。)により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

(連携施設に関する経過措置)

第3条 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)の一部改正等に伴い、瀬戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。

元年市長提出第 4 9 号議案

瀬戸市保育所条例の一部改正について

瀬戸市保育所条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年 1 1 月 2 9 日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市保育所条例の一部を改正する条例

瀬戸市保育所条例（昭和 4 7 年瀬戸市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(保育料) 第 6 条 <省略> 2 <省略> 3 前項の規定による保育料の額のうち、保護者が負担する額（支援法第 2 7 条第 3 項第 2 号又は第 2 8 条第 2 項第 1 号若しくは第 2 号に規定する <u>教育・保育給付認定保護者</u> の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市長が定める額をいう。）は、規則で定める。 4 <省略>	(保育料) 第 6 条 <省略> 2 <省略> 3 前項の規定による保育料の額のうち、保護者が負担する額（支援法第 2 7 条第 3 項第 2 号又は第 2 8 条第 2 項第 1 号若しくは第 2 号に規定する <u>支給認定保護者</u> の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市長が定める額をいう。）は、規則で定める。 4 <省略>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）の一部改正に伴い、瀬戸市保育所条例中所需の事項を改正するため必

要があるからである。

元年市長提出第50号議案

(仮称)瀬戸市立小中一貫校建設(建築)工事(その1)請負契約
の変更について

平成30年5月14日議会の議決を経て締結した(仮称)瀬戸市立小中
一貫校建設(建築)工事(その1)請負契約の一部を次のとおり変更する
ものとする。

令和元年11月29日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

契約金額

変更前 3,889,392,120円

変更後 3,949,916,320円

(理由)

この案を提出するのは、(仮称)瀬戸市立小中一貫校建設(建築)工事
(その1)請負契約の金額の変更に伴い、変更契約を締結するに当たり、
議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和5
2年瀬戸市条例第1号)第2条の規定により、議会の議決を求めるため必
要があるからである。

元年市長提出第51号議案

(仮称)瀬戸市立小中一貫校建設(建築)工事(その3)請負契約
の変更について

平成30年5月14日議会の議決を経て締結した(仮称)瀬戸市立小中
一貫校建設(建築)工事(その3)請負契約の一部を次のとおり変更する
ものとする。

令和元年11月29日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

契約金額

変更前 317,187,360円

変更後 369,113,960円

(理由)

この案を提出するのは、(仮称)瀬戸市立小中一貫校建設(建築)工事
(その3)請負契約の金額の変更に伴い、変更契約を締結するに当たり、
議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和5
2年瀬戸市条例第1号)第2条の規定により、議会の議決を求めるため必
要があるからである。

元年市長提出第52号議案

権利の放棄について

本市は、次の内容により権利を放棄するものとする。

令和元年11月29日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

1 権利の内容

瀬戸市中小企業者事業資金利子補給補助金返還金

2 放棄する金額

28,100円

3 債務者

法人 2法人

4 債権の概要

調定年度	放棄の理由（注）	金額	調定件数
平成27年度	破産（*1）	17,000円	1件
平成28年度	代表者死亡（*2）	11,100円	1件
合計		28,100円	2件

（注）

- *1 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項に規定する免責許可の決定が確定し、債務者の資力が無いと認められるものであるから債権を放棄するもの。
- *2 代表者が死亡し、法人として存続されておらず、回収できる見込みがないものであるから債権を放棄するもの。

（理由）

この案を提出するのは、債権を放棄するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。

元年市長提出第53号議案

瀬戸蔵及び瀬戸蔵ミュージアムに係る指定管理者の指定について
本市は、次の内容により指定管理者を指定するものとする。

令和元年11月29日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

1 施設の名称

瀬戸蔵及び瀬戸蔵ミュージアム

2 指定管理者となる団体

JNP瀬戸蔵パートナーズ

(代表団体)

東京都港区芝三丁目23番1号

株式会社JTBコミュニケーションデザイン

代表取締役 細野顕宏

(構成団体)

兵庫県西宮市六湛寺町9番16号

日本管財株式会社

代表取締役社長 福田慎太郎

(構成団体)

豊川市豊が丘町198番地1

株式会社ピーアンドピー

代表取締役 彦坂知秀

3 指定の期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

(理由)

この案を提出するのは、瀬戸蔵及び瀬戸蔵ミュージアムの指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。

元年市長提出第54号議案

瀬戸市道路占用料条例の一部改正について

瀬戸市道路占用料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年11月29日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市道路占用料条例の一部を改正する条例

瀬戸市道路占用料条例（昭和48年瀬戸市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第4条関係）				別表（第4条関係）			
占用物件の種類	区分	単位	占用料	占用物件の種類	区分	単位	占用料
法第32条第1項第1号に掲げる工 作物	第1種電柱	1本1年 につき	円 1,100	法第32条第1項第1号に掲げる工 作物	第1種電柱	1本1年 につき	円 830
	第2種電柱		1,600		第2種電柱		1,300
	第3種電柱		2,200		第3種電柱		1,700
	第1種電話柱		940		第1種電話柱		740
	第2種電話柱		1,500		第2種電話柱		1,200
	第3種電話柱		2,100		第3種電話柱		1,600
	その他の柱類		94		その他の柱類		74
	共架電線その他 上空に設ける線 類	長さ1メ ートル1 年につき	9		共架電線その他 上空に設ける線 類	長さ1メ ートル1 年につき	7
	地下電線その他 地下に設ける線 類		6		地下電線その他 地下に設ける線 類		4
	路上に設ける変	1個1年	920		路上に設ける変	1個1年	730

圧器	につき	
地下に設ける変圧器	占有面積 1平方メートル1年につき	<u>570</u>
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	<u>1,900</u>
郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>790</u>
<省略>	<省略>	<省略>
その他のもの	占有面積 1平方メートル1年につき	<u>1,900</u>
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	<u>40</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	<u>57</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	<u>85</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	<u>110</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	<u>170</u>
	外径が0.3メ	<u>230</u>

圧器	につき	
地下に設ける変圧器	占有面積 1平方メートル1年につき	<u>450</u>
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	<u>1,500</u>
郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>620</u>
<省略>	<省略>	<省略>
その他のもの	占有面積 1平方メートル1年につき	<u>1,500</u>
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	<u>31</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	<u>45</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	<u>67</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	<u>89</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	<u>130</u>
	外径が0.3メ	<u>180</u>

	一メートル以上0.4メートル未満のもの				一メートル以上0.4メートル未満のもの		
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		400		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		310
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		570		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		450
	外径が1メートル以上のもの		1,100		外径が1メートル以上のもの		890
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートル1年につき	1,900	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートル1年につき	1,500
法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路	占用面積1平方メートル1年につき	1,100	法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路	占用面積1平方メートル1年につき	1,200
	地下に設ける通路	1平方メートル1年につき	680		地下に設ける通路	1平方メートル1年につき	690
	その他のもの		1,900		その他のもの		1,500
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
令第7条第1号に掲げる物件	<省略>	<省略>	<省略>	令第7条第1号に掲げる物件	<省略>	<省略>	<省略>
	標識	1本1年につき	1,500		標識	1本1年につき	1,200
	<省略>	<省略>	<省略>		<省略>	<省略>	<省略>
	アーチ	1基1年につき	<省略>		アーチ	1基1年につき	<省略>
	その他のもの		1,100		その他のもの		1,200
<省略>		<省略>	<省略>	<省略>		<省略>	<省略>

令第7条 第6号に 掲げる仮 設建築物	占有面積 1平方メ ートル1 月につき	<u>190</u>	令第7条 第6号に 掲げる仮 設建築物	占有面積 1平方メ ートル1 月につき	<u>150</u>
令第7条 第12号 に掲げる 器具	占有面積 1平方メ ートル1 年につき	Aに0.0 34を乗じ て得た額	令第7条 第12号 に掲げる 器具	占有面積 1平方メ ートル1 年につき	Aに0.0 28を乗じ て得た額
備考 <省略>			備考 <省略>		

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、愛知県道路占用料条例（昭和43年愛知県条例第8号）の一部改正を考慮し、道路占用に係る占用料を改定するに当たり、瀬戸市道路占用料条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。

元年市長提出第55号議案

瀬戸市公共用物の管理に関する条例の一部改正について

瀬戸市公共用物の管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年11月29日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市公共用物の管理に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸市公共用物の管理に関する条例（平成5年瀬戸市条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第1（第7条関係）				別表第1（第7条関係）			
種類	単位	占用料		種類	単位	占用料	
電柱、電話柱その他これらに類するものを設置する場合	第1種電柱	1本1年につき	円 <u>1,100</u>	電柱、電話柱その他これらに類するものを設置する場合	1本1年につき	円 <u>830</u>	
	第2種電柱		<u>1,600</u>	第2種電柱		<u>1,300</u>	
	第3種電柱		<u>2,200</u>	第3種電柱		<u>1,700</u>	
	第1種電話柱		<u>940</u>	第1種電話柱		<u>740</u>	
	第2種電話柱		<u>1,500</u>	第2種電話柱		<u>1,200</u>	
	第3種電話柱		<u>2,100</u>	第3種電話柱		<u>1,600</u>	
	その他の柱類		<u>94</u>	その他の柱類		<u>74</u>	
共架電線その他上空に設ける線類を設置する場合	長さ1メートル1年につき	<u>9</u>	共架電線その他上空に設ける線類を設置する場合	長さ1メートル1年につき	<u>7</u>		
水管、下水道管、ガス管その他これらに類するものを設置する場合	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>40</u>	水管、下水道管、ガス管その他これらに類するものを設置する場合	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>31</u>
			<u>57</u>				外径が0.07メートル以上1.0メートル未満のもの

らに類するものを設置する場合	7メートル以上0.1メートル未満のもの			らに類するものを設置する場合	7メートル以上0.1メートル未満のもの		
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>85</u>	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			<u>67</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>110</u>	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			<u>89</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>170</u>	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			<u>130</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>230</u>	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			<u>180</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>400</u>	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			<u>310</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>570</u>	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			<u>450</u>
	外径が1メートル以上のもの		<u>1,100</u>	外径が1メートル以上のもの			<u>890</u>
	その他公共用物を占有する場合	占有面積 1平方メ	<u>1,900</u>	その他公共用物を占有する場合	占有面積 1平方メ	<u>1,500</u>	

	一トル1 年につき		一トル1 年につき	
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
備考 <省略>			備考 <省略>	

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、瀬戸市道路占用料条例（昭和48年瀬戸市条例第19号）の一部改正を考慮し、公共用物の管理に係る占用料を改定するに当たり、瀬戸市公共用物の管理に関する条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。

元年市長提出第56号議案

瀬戸市河川管理条例の一部改正について

瀬戸市河川管理条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年11月29日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市河川管理条例の一部を改正する条例

瀬戸市河川管理条例（平成12年瀬戸市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第2 土地占用料（第5条関係）				別表第2 土地占用料（第5条関係）			
占用の種類		単位	占用料 (単位円)	占用の種類		単位	占用料 (単位円)
<省略>		<省略>	<省略>	<省略>		<省略>	<省略>
柱類及び塔類を設置して占用する場合	第1種電柱	1本1年につき	<u>1, 100</u>	柱類及び塔類を設置して占用する場合	第1種電柱	1本1年につき	<u>830</u>
	第2種電柱		<u>1, 600</u>		第2種電柱		<u>1, 300</u>
	第3種電柱		<u>2, 200</u>		第3種電柱		<u>1, 700</u>
	第1種電話柱		<u>940</u>				
	第2種電話柱		<u>1, 500</u>				
	第3種電話柱		<u>2, 100</u>				
	その他の柱類		<u>94</u>		その他の柱類		<u>74</u>
	<省略>		<省略>		<省略>		<省略>
<省略>		<省略>	<省略>	<省略>		<省略>	<省略>
備考				備考			
1 <省略>				1 <省略>			
2 <u>第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下</u>							

<p><u>同じ。)</u>のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。</p>	
<u>3</u> <省略>	<u>2</u> <省略>
<u>4</u> <省略>	<u>3</u> <省略>
<u>5</u> <省略>	<u>4</u> <省略>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、愛知県流水占用料等徴収条例（平成12年愛知県条例第13号）の一部改正を考慮するとともに、瀬戸市道路占用料条例（昭和48年瀬戸市条例第19号）及び瀬戸市公共用物の管理に関する条例（平成5年瀬戸市条例第14号）との整合を図るため、瀬戸市河川管理条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。

元年市長提出第57号議案

瀬戸市駐車場条例の一部改正について

瀬戸市駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年11月29日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市駐車場条例の一部を改正する条例

瀬戸市駐車場条例（昭和48年瀬戸市条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第2（第6条関係）			別表第2（第6条関係）		
名称	単位	料金	名称	単位	料金
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
東横山駐車場	5時間まで60分ごとに	100円	東横山駐車場	24時間まで	700円
	5時間を超え24時間まで	600円（5時間以内の料金を含む。）		東横山駐車場	24時間を超えるときは、その超える時間について24時間までごとに
	24時間を超えるときは、その超える時間について24時間までごとに	5時間を超え24時間までの料金を加算した額（24時間ごとにその超える時間が5時間までのとき			

		は、60分 ごとに10 0円を加算 した額)			
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、東横山駐車場の短時間利用者の利便性の向上を図るため、瀬戸市駐車場条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。

元年市長提出第58号議案

パーティセと駐車場に係る指定管理者の指定について

本市は、次の内容により指定管理者を指定するものとする。

令和元年11月29日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

1 施設の名称

パーティセと駐車場

2 指定管理者となる団体

瀬戸市栄町45番地パーティセと5階内

瀬戸まちづくり株式会社

代表取締役 鈴木政成

3 指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

(理由)

この案を提出するのは、パーティセと駐車場の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。

元年市長提出第59号議案

市道路線の認定について

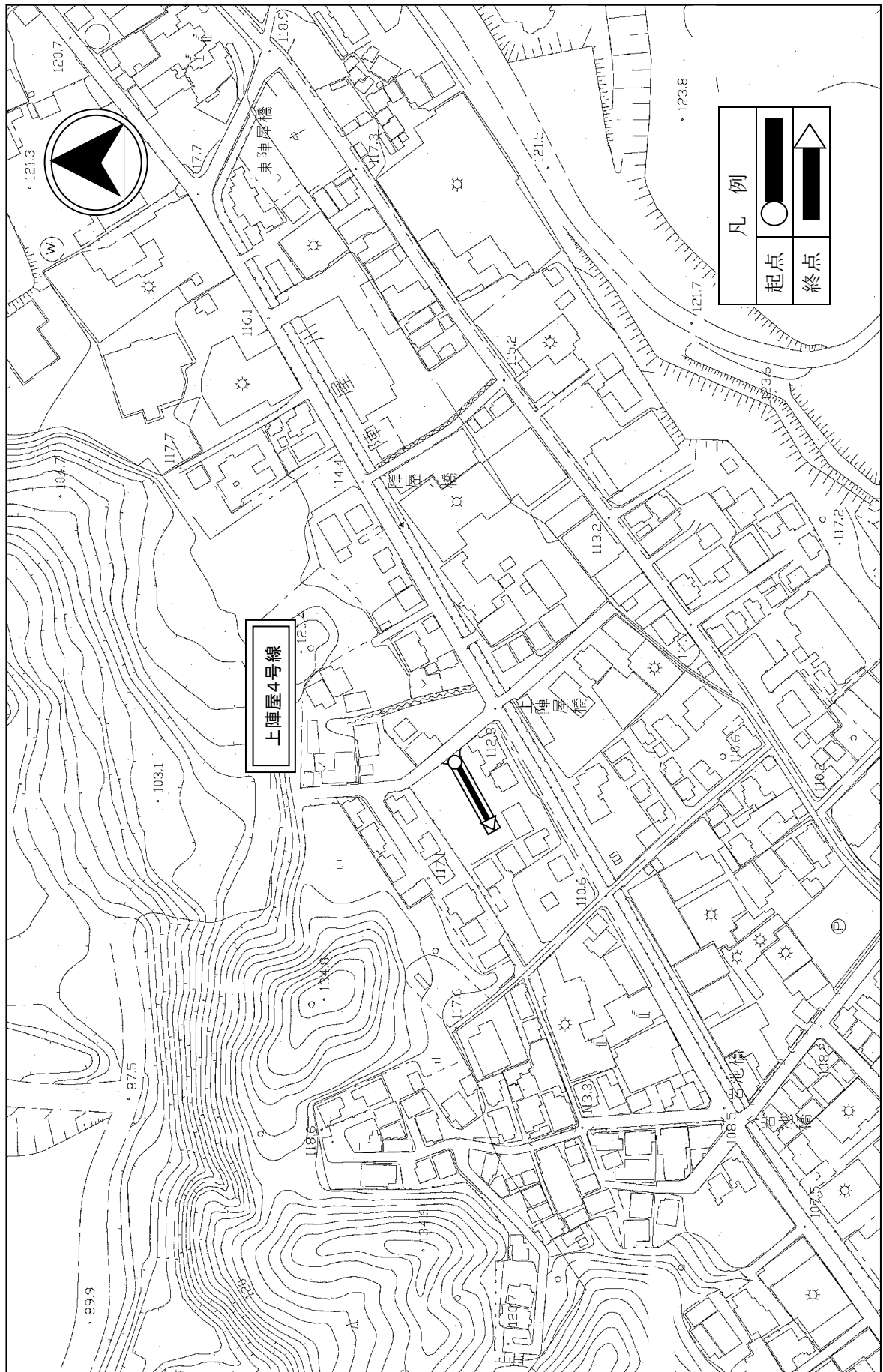
道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、市道の路線を次のように認定することについて、同条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年11月29日提出

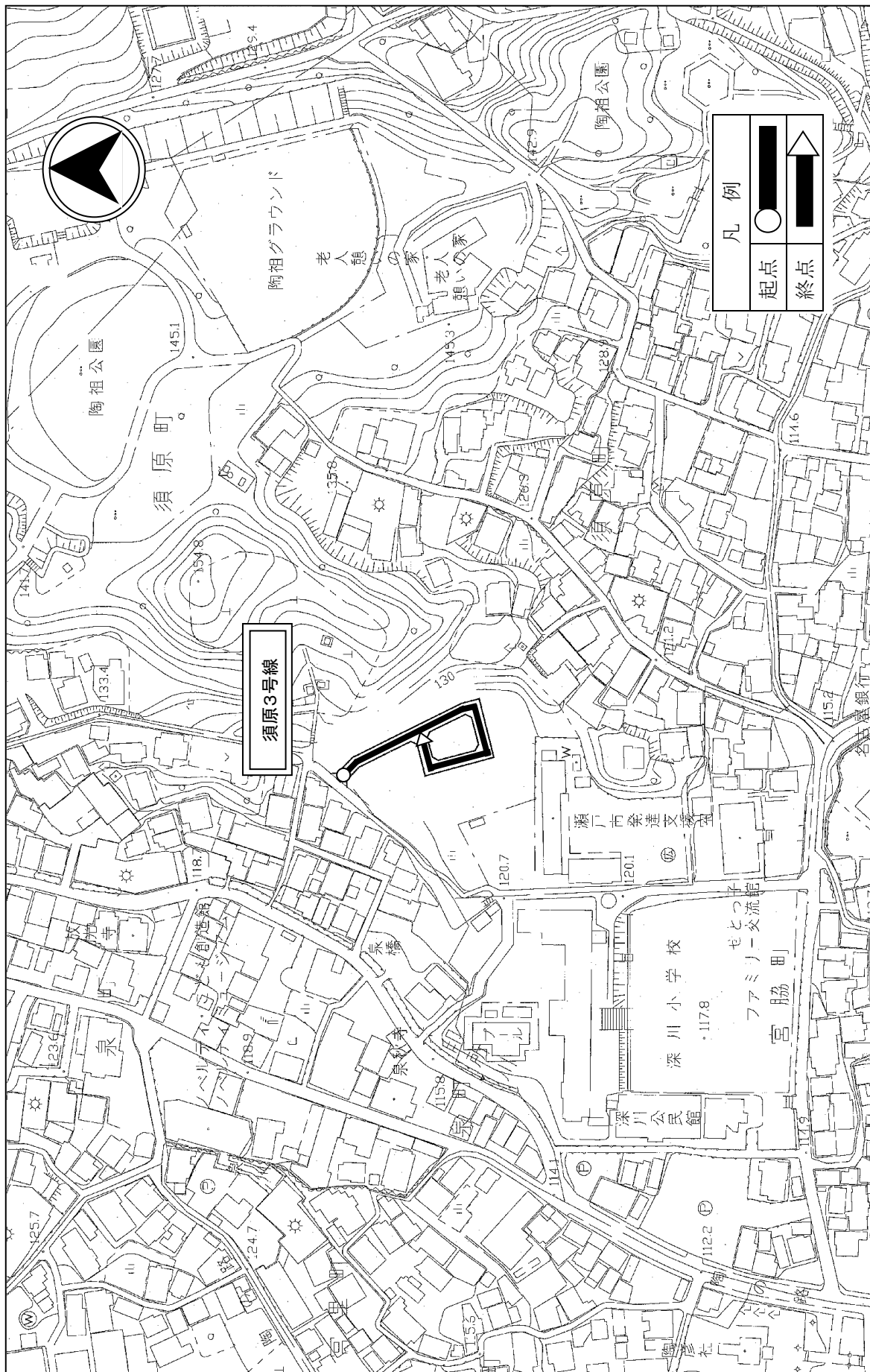
瀬戸市長 伊藤保徳

路線番号	路線名	起 点
		終 点
01066	上陣屋4号線	上陣屋町58番2地先
		上陣屋町58番6地先
02041	須原3号線	須原町109番70地先
		須原町109番75地先
09165	北松山27号線	北松山町1丁目264番1地先
		北松山町1丁目35番地先
09166	北松山28号線	北松山町1丁目264番1地先
		北松山町1丁目264番1地先
12510	若宮12号線	若宮町3丁目16番地先
		若宮町3丁目18番6地先

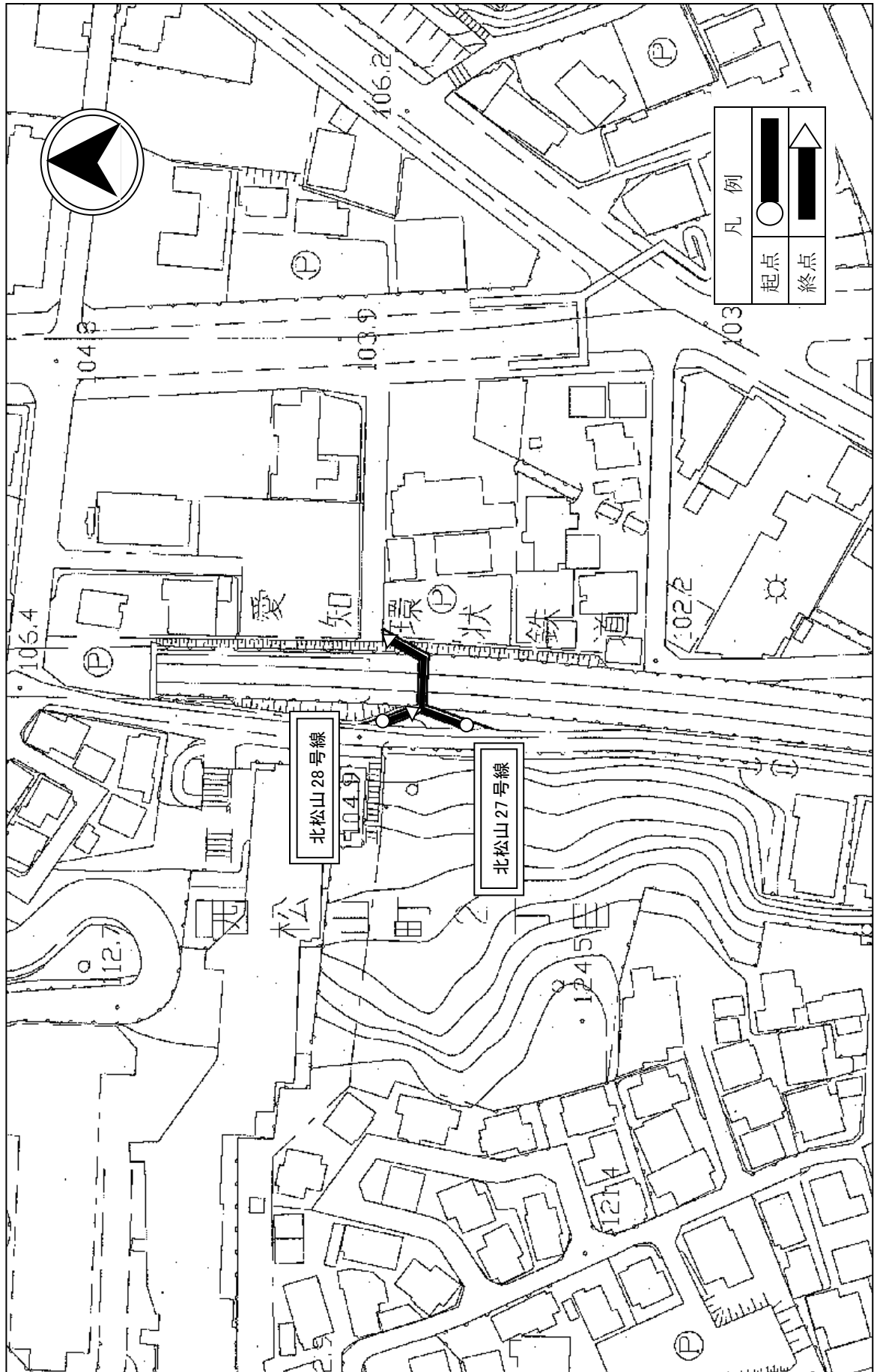
認定路線図



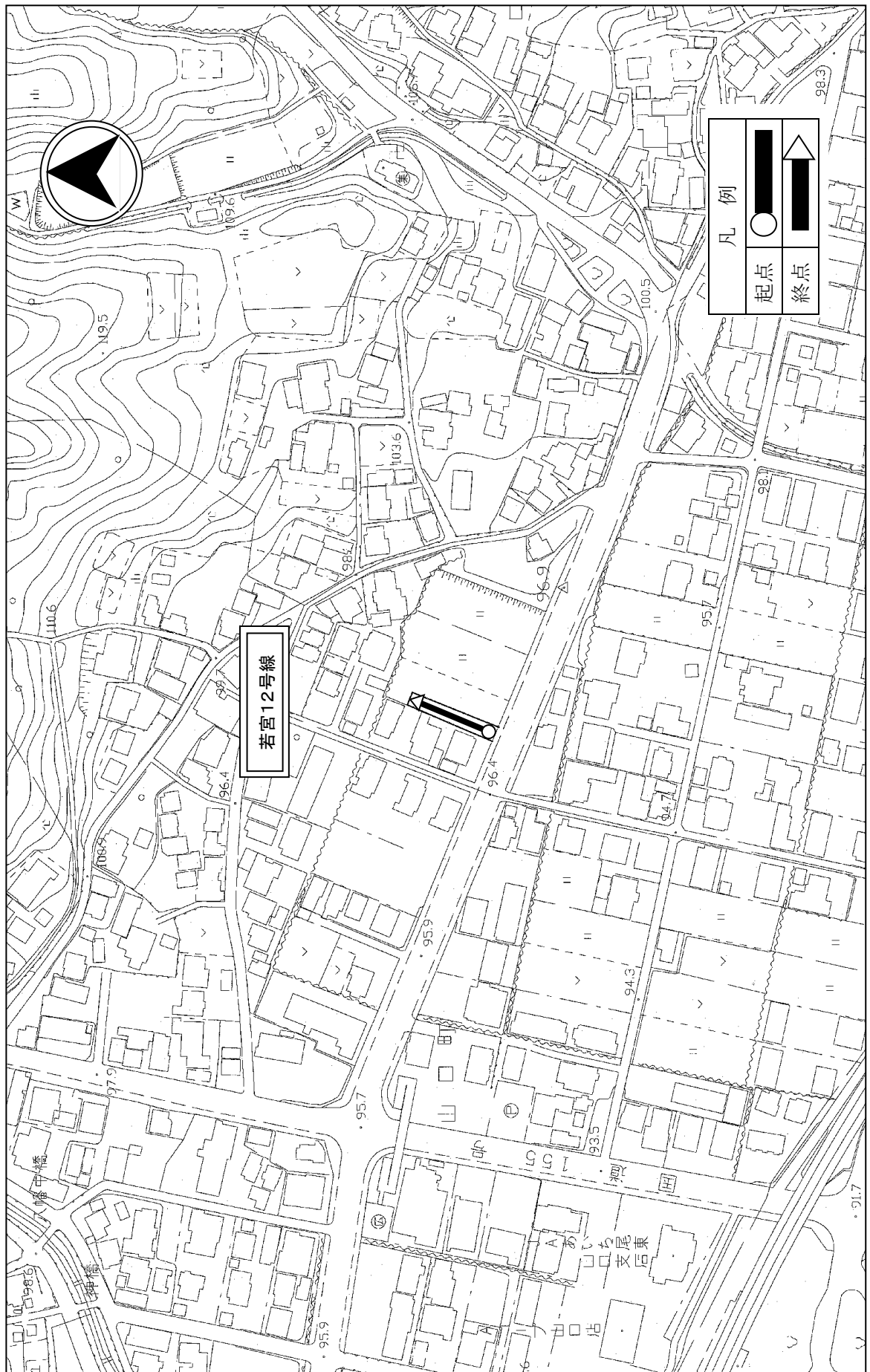
認定路線図



認定路線図



認定路線図



元年市長提出第60号議案

瀬戸市下水道条例の一部改正について

瀬戸市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年11月29日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市下水道条例の一部を改正する条例

瀬戸市下水道条例（昭和45年瀬戸市条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(14)まで <省略></p> <p>(15) 責任技術者 愛知県下水道協会（以下「協会」という。）が実施する<u>排水設備工事責任技術者の資格認定のための試験（以下「試験」という。）に合格し、協会に登録され、排水設備工事責任技術者証（以下「責任技術者証」という。）の交付を受けたものをいう。</u></p> <p>(指定の申請)</p> <p>第6条の3 <省略></p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)から(4)まで <省略></p> <p>(5) 専属する責任技術者の<u>責任技術者証の写し</u></p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(14)まで <省略></p> <p>(15) 責任技術者 愛知県下水道協会（以下「協会」という。）が実施する<u>排水設備工事責任技術者試験（以下「試験」という。）に合格し、市に登録されている者をいう。</u></p> <p>(指定の申請)</p> <p>第6条の3 <省略></p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)から(4)まで <省略></p> <p>(5) 専属する責任技術者の<u>排水設備工事責任技術者証（第6条の12第1項の規定に基づき市長が交付したものをいう。）の写し</u></p>

(6)及び(7) <省略>

(責任技術者の責務)

第6条の8 <省略>

(6)及び(7) <省略>

(責任技術者の登録)

第6条の8 市長は、第6条の2第1項第1号において定める責任技術者についての登録を行うものとする。

(責任技術者の責務)

第6条の9 <省略>

(被登録資格)

第6条の10 試験に合格した者は、責任技術者の登録を受ける資格（以下「被登録資格」という。）を有するものとする。

2 前項に定める者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を受けることができない。

(1) 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(3) 不法行為又は不正行為等によって試験の合格又は責任技術者としての登録を取り消され、その取消の日から2年を経過していないもの

3 被登録資格の有効期間は、試験に合格した日（以下「合格日」という。）から合格日から起算して5年経過後の最初に到達する3月31日までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを1年間に限り延長することができる。

4 被登録資格の有効期間満了後もなお被登録資格を維持しようとする者は、協会が実施する更新講習（以下「更新講習」という。）を受講しなければならない。

5 更新講習を受講した者の被登録資格の有効期

(責任技術者証)

第6条の9

責任技術者は、排水設備工事の業務に従事するときは、常に責任技術者証を携帯し、市の職員等から要求があったときは、これを提示しなければならない。

間は、更新講習を受講した日（以下「受講日」という。）から受講日から起算して5年経過後の最初に到達する3月31日までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを1年間に限り延長し、又は短縮することができる。

(登録の申請)

第6条の11 責任技術者としての登録を受けようとする者は、責任技術者登録申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。

(1) 住民票の写し

(2) 写真

(3) 前条に規定する被登録資格を有することを誓約する書類

(責任技術者証)

第6条の12 市長は、被登録資格を有する者から前条の申請があったときは、責任技術者として登録を行い、下水道排水設備工事責任技術者証（以下「責任技術者証」という。）を交付するものとする。

2 責任技術者は、排水設備工事の業務に従事するときは、常に責任技術者証を携帯し、市の職員等から要求があったときは、これを提示しなければならない。

3 責任技術者は、氏名、住所（住居表示の変更を含む。）又は勤務先に異動があったときは、直ちに責任技術者（住所・氏名・勤務先）異動届に異動の事実を証する書類及び責任技術者証を添えて、市長に提出しなければならない。

4 責任技術者は、責任技術者証をき損し、又は紛失したときは、直ちに責任技術者証再交付申請書を市長に提出し、再交付を受けなければならない。

	<p>5 <u>責任技術者は、第6条の15の規定により登録を取り消されたときは、遅滞なく市長に責任技術者証を返納しなければならない。同条の規定により登録の効力を一時停止されたときは、その停止期間中返納しなければならない。</u></p> <p><u>(登録の有効期間)</u></p> <p>第6条の13 <u>責任技術者の登録の有効期間（以下「登録期間」という。）は、登録の日から被登録資格の有効期間の末日までとする。</u></p> <p><u>(登録の更新)</u></p> <p>第6条の14 <u>責任技術者は、登録期間満了後も引き続き登録を受けようとするときは、期間満了日までにあらかじめ登録の更新（以下「登録更新」という。）を受けなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>登録更新を受けようとする責任技術者は、更新講習を受講しなければならない。</u></p> <p>3 <u>登録更新を受けようとする責任技術者は、市長が指定する期日までに責任技術者登録申請書に、次に掲げる書類等を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>住民票の写し</u></p> <p>(2) <u>写真</u></p> <p>(3) <u>更新講習受講修了証の写し</u></p> <p>4 <u>登録更新を受けた責任技術者の登録期間は、前条の規定にかかわらず、登録更新の日から被登録資格の有効期間の末日までとする。</u></p> <p><u>(登録の取消し又は一時停止)</u></p>
<p>(協会への報告)</p> <p>第6条の10 <u>市長は、責任技術者が次の各号のいずれかに該当するときは、協会に対しその事実を報告するものとする。</u></p> <p>(1) <u>協会の定める責任技術者の欠格条項に該当</u></p>	<p>第6条の15 <u>市長は、責任技術者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消し、又は6月を超えない範囲内において、登録の効力を停止することができる。</u></p> <p>(1) <u>条例、規則等に違反したとき。</u></p>

<p>することが判明したとき。</p> <p>(2) <u>第6条の8の規定に違反したとき。</u></p> <p>(3) <省略></p> <p>(公示)</p> <p><u>第6条の11</u> <省略></p> <p>(手数料)</p> <p><u>第6条の12</u> 市長は、次の各号に掲げる事務について、当該事務の申請者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)及び(2) <省略></p> <p>2及び3 <省略></p>	<p>(2) <省略></p> <p>(公示)</p> <p><u>第6条の16</u> <省略></p> <p>(手数料)</p> <p><u>第6条の17</u> 市長は、次の各号に掲げる事務について、当該事務の申請者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)及び(2) <省略></p> <p>(3) <u>第6条の8で規定する責任技術者の登録</u> 1件につき2,000円</p> <p>(4) <u>第6条の14で規定する責任技術者の登録</u> 更新 1件につき2,000円</p> <p>2及び3 <省略></p>
--	---

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に改正前の瀬戸市下水道条例（以下「旧条例」という。）第2条第15号の責任技術者である者（以下「旧責任技術者」という。）又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に愛知県内の下水道事業管理者（本市の市長を除く。次項において同じ。）の定めた条例若しくは管理規程の規定により責任技術者として登録を受けた者は、この条例による改正後の瀬戸市下水道条例（以下「新条例」という。）第2条第15号の責任技術者とみなす。

3 この条例の施行の際、旧条例第6条の12第1項の規定により交付されている責任技術者証（以下「旧責任技術者証」という。）又は施行日前に愛知県内の下水道事業管理者の定めた条例若しくは管理規程の規定

により交付されている責任技術者証は、新条例第2条第15号の責任技術者証とみなす。

- 4 第2項の適用を受ける旧責任技術者を専属させる場合は、旧条例第6条の3第2項第5号の書類に加え、試験に合格した者に協会が交付する合格証又は更新講習の修了者に協会が交付する修了証の写しを添付しなければならない。
- 5 第2項の適用を受ける旧責任技術者が旧責任技術者証を汚損又は紛失したときは、なお従前の例による。
- 6 第2項の適用を受ける旧責任技術者が旧条例第6条の12第3項に該当するときは、なお従前の例による。
- 7 市長は、旧条例第6条の12第3項の規定による届出を受理した場合は、速やかにその旨を愛知県下水道協会長に報告するものとする。

(理由)

この案を提出するのは、排水設備工事責任技術者の登録及び責任技術者証の交付を行うものが変更されることに伴い、瀬戸市下水道条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。

元年市長提出第61号議案

権利の放棄について

本市は、次の内容により権利を放棄するものとする。

令和元年11月29日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

1 権利の内容及び放棄する金額

- (1) 水道料金及び手数料 84,258,043円
- (2) 給水工事費 124,715円

2 債務者

- (1) 水道料金及び手数料 個人及び法人 延べ4,979人・法人
- (2) 給水工事費 個人及び法人 10人・法人

3 債権の概要

(1) 水道料金及び手数料

調定年度	放棄の理由（注）	金額	調定件数
平成12年度	消滅時効期間経過（*1）	13,248,835円	1,993件
	破産（*2）	94,644円	17件
	本人死亡（*3）	461,914円	44件
	小計	13,805,393円	2,054件
平成13年度	消滅時効期間経過	14,567,462円	2,114件
	破産	274,520円	50件
	本人死亡	4,894円	3件
	小計	14,846,876円	2,167件
平成14年度	消滅時効期間経過	14,240,641円	2,149件
	破産	633,466円	68件
	本人死亡	191,967円	54件
	小計	15,066,074円	2,271件
平成15年度	消滅時効期間経過	13,792,920円	2,080件
	破産	817,913円	68件
	本人死亡	113,436円	19件
	小計	14,724,269円	2,167件
平成16年度	消滅時効期間経過	3,586,654円	840件
	破産	223,297円	18件
	本人死亡	32,002円	10件
	小計	3,841,953円	868件

平成17年度	消滅時効期間経過	2,713,022円	594件
	破産	123,930円	21件
	本人死亡	43,014円	21件
	小計	2,879,966円	636件
平成18年度	消滅時効期間経過	2,780,620円	572件
	破産	420,346円	27件
	本人死亡	38,773円	19件
	小計	3,239,739円	618件
平成19年度	消滅時効期間経過	2,529,437円	490件
	破産	160,375円	22件
	本人死亡	11,820円	6件
	小計	2,701,632円	518件
平成20年度	消滅時効期間経過	2,637,779円	555件
	破産	179,507円	18件
	本人死亡	30,048円	5件
	小計	2,847,334円	578件
平成21年度	消滅時効期間経過	1,822,781円	493件
	破産	218,071円	18件
	本人死亡	64,673円	26件
	小計	2,105,525円	537件
平成22年度	消滅時効期間経過	1,790,287円	474件
	破産	110,578円	14件
	本人死亡	128,224円	57件
	小計	2,029,089円	545件
平成23年度	消滅時効期間経過	1,791,739円	447件
	破産	94,748円	11件
	本人死亡	89,173円	40件
	小計	1,975,660円	498件
平成24年度	消滅時効期間経過	1,473,944円	386件
	破産	333,334円	17件
	本人死亡	237,934円	56件
	小計	2,045,212円	459件
平成25年度	消滅時効期間経過	1,559,245円	452件
	破産	199,324円	21件
	本人死亡	202,214円	63件
	小計	1,960,783円	536件
平成26年度	破産	90,832円	12件
平成27年度	破産	72,112円	6件
平成28年度	破産	14,896円	5件
平成29年度	破産	10,698円	3件
合計		84,258,043円	14,478件

(注)

- * 1 民法（明治29年法律第89号）第173条第1号に規定する消滅時効の期間（2年）が経過したものであるから債権を放棄するもの。
- * 2 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項に規定する免責許可の決定が確定し、債務者の資力が無いと認められるものであるから債権を放棄するもの。
- * 3 債務者が死亡し、回収できる見込みがないものであるから債権を放棄するもの。

(2) 給水工事費

調定年度	放棄の理由（注）	金額	調定件数
平成15年度	消滅時効期間経過（*1）	16,985円	1件
平成16年度	消滅時効期間経過	41,370円	4件
平成17年度	消滅時効期間経過	5,985円	1件
平成18年度	消滅時効期間経過	4,200円	1件
平成21年度	消滅時効期間経過	51,345円	2件
平成23年度	消滅時効期間経過	4,830円	1件
合計		124,715円	10件

(注)

- * 1 民法第170条第2号に規定する消滅時効の期間（3年）が経過したものであるから債権を放棄するもの。

(理由)

この案を提出するのは、債権を放棄するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。